

令和6年度
伊勢湾流域圏における海洋ごみの
実態把握調査及び発生抑制対策検討業務委託
仕様書

令和6年4月

三重県

第1章 総 則

1. 1 業務名

令和6年度伊勢湾流域圏における海洋ごみの実態把握調査及び発生抑制対策検討業務委託

1. 2 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 3 公益確保の義務

受託者は、実務を行うにあたっては公益の安全、環境その他の公益を害することのないよう努めなければならない。

1. 4 関係官公庁等との調整

受託者は、関係官公庁等との調整にあたり、連携体制の構築に努めなければならない。

1. 5 疑義の解釈

この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と協議のうえ決定するものとする。

1. 6 実施責任者

受託者は、本業務を管理、総括する実施責任者として以下に示すいずれかの資格を有する者を選任し、委託者に報告しなければならない。

- ・技術士（建設部門、衛生工学部門又は環境部門）
- ・RCCMの資格保持者（河川、砂防及び海岸・海洋部門、廃棄物部門）

1. 7 業務計画書

受託者は、契約締結後14日以内に以下の事項を記載した業務計画書を提出し、承諾を受けるものとする。また、業務計画書の提出後、速やかに業務に着手すること。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 工程表
- (4) 組織計画
- (5) 連絡体制
- (6) その他

第2章 業務の概要

2. 1 業務の目的

岐阜県、愛知県、三重県（以下「三県」という。）は、共同して「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号）」（以下「法」という。）第14条に基づき、「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画（令和6年3月）」を策定している。

本業務は、本計画に基づき、三県と関係主体との連携により、伊勢湾に流入する河川の河川敷等に散乱するごみの調査を行うとともに、海洋ごみ問題に関する情報発信を実施する。また、各主体が実施する海洋ごみ発生抑制対策の基盤となる取組を提案することで、継続的かつ効果的な伊勢湾の海洋ごみの削減につなげることを目的とする。

2. 2 業務の概要

本業務における業務の概要は、次のとおりとする。

(1) 計画・準備	1式
(2) 打ち合わせ・協議	1式
(3) 河川敷等における散乱ごみの調査（一斉調査）	1式
(4) 多様な主体と連携した散乱ごみ等の清掃活動及び調査（一斉清掃）	1式
(5) 既存資料調査	1式
(6) 調査結果の整理及び分析	1式
(7) 海洋ごみ問題に関する情報発信	1式
(8) 継続的かつ効果的な海洋ごみの発生抑制対策の提案	1式
(9) 報告書作成	1式

2. 3 業務スケジュール

詳細なスケジュールについては事業者提案及び委託者との協議により決定するが、本業務のスケジュール案を表1に示す。

表1 スケジュール案

業務内容	令和6年							令和7年		
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 計画・準備	→									
2. 打ち合わせ・協議	→		→				→		→	
3. 河川敷等における散乱ごみの調査 (一斉調査)	→		→	→						
4. 多様な主体と連携した散乱ごみ等の 清掃活動及び調査(一斉清掃)				→						
5. 既存資料調査	→									
6. 調査結果の整理及び分析		→								
7. 海洋ごみ問題に関する情報発信					→					
					(複数回又は一定期間)					
8. 継続的かつ効果的な海洋ごみの 発生抑制対策の提案		→								
9. 報告書作成			→				→			→
			中間報告				中間報告			最終報告書

2. 4 履行期間

契約の日から令和7年3月21日(金)まで

2. 5 納入場所

三重県環境生活部環境共生局 大気・水環境課

第3章 業務の内容

3.1 計画・準備

受託者は、本業務の実施にあたり1.7に基づく内容について報告するものとする。

3.2 打ち合わせ・協議

受託者は、本業務の実施にあたり、定期的（計画・中間・完成）に委託者と打ち合わせを行うこと。

また、打ち合わせ又は協議を行った場合は、記録を作成し、速やかに委託者に提出し、確認を受けること。

3.3 河川敷等における散乱ごみの調査（一斉調査）

受託者は、河岸や河川敷における散乱しているごみの調査を実施する。具体的な内容は、下記（1）から（3）の事項を基本として、事業者提案及び委託者との協議のうえ決定する。

（1）調査水域・調査地点

伊勢湾に流入する県境を跨いだ河川（1河川）及び三重県内河川（1河川）を選定すること。各河川におけるごみの流出実態を効率よく把握するため、複数の適当な調査地点を選定すること。

（2）調査時期・調査方法

「河川ゴミ調査マニュアル（平成24年3月、国土交通省）」及び「散乱ごみ実態把握調査ガイドライン（令和3年6月、環境省）」（以下「散乱ごみ調査マニュアル等」という。）を参考に、調査地点における散乱ごみの分布状況・組成・量を調査すること。

組成調査は、「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン（令和5年6月第3版）」に基づく、漂着ごみの組成調査の結果と比較可能な方法とすること。

（3）役割分担

受託者と県の役割分担は、下表のとおりとする。

【一斉調査における役割分担】

	委託者	受託者
事前準備・計画	指示・補助	○
調査地点の選定	指示・補助	
河川管理者との調整	○	
調査	指示・補助	

※○印が主に担当。以下同じ。

3. 4 多様な主体と連携した散乱ごみ等の清掃活動及び調査（一斉清掃）

受託者は、三県の県民や民間団体等の多様な主体に対して、散乱ごみ等の清掃活動の実施を呼びかけるとともに、各主体の協力のもと「3. 3 河川敷等における散乱ごみの調査（一斉調査）」の結果を補填するための調査を実施する。具体的な内容は、下記（1）から（4）の事項を基本として、事業者提案及び委託者との協議のうえ決定する。

（1）清掃活動の実施の呼びかけ

三県の県民や民間団体等の多様な主体に対し、森林、河川、海岸等のさまざまな場所における散乱ごみや漂着ごみの清掃活動の実施を呼びかけ、それぞれの活動が流域圏のつながりを意識し、県境を越えて相互に連携した活動となるように全体を取り仕切ること。

呼びかけの時期は、環境省・日本財団の「海ごみゼロウィーク（秋）」の期間と関連させることが好ましい。

清掃活動の実施の呼びかけを行うにあたっては、さまざまな情報媒体を活用して流域圏の多様な主体に広く発信を行うこと。

（2）イベントの開催

清掃活動の実施の呼びかけの一環で、内陸地域から沿岸地域までの三県の各主体が相互の連携を意識するためのきっかけとなるイベント（清掃活動の開始前のオープニングイベント等）を開催すること。

イベントの場所の選定にあたっては、イベント参加者の交通の便を考慮すること。「3. 3 河川敷等における散乱ごみの調査（一斉調査）」で選定した伊勢湾に流入する県境を跨いだ河川の河川敷やその周辺で開催すること。

各県の県民や民間団体等に向けて、各県で1回以上のイベントの開催を基本とすること。

イベントでは、県民や民間団体等に対して、「3. 3 河川敷等における散乱ごみの調査（一斉調査）」及び「3. 4 多様な主体と連携した散乱ごみ等の清掃活動及び調査（一斉清掃）」の目的・調査方法・結果等に関する情報発信を実施すること。

イベントの開催・結果に関する情報は、さまざまな情報媒体を活用して流域圏の多様な主体に広く発信を行うこと。

（3）統一的なデータシートの作成

三県の県民や民間団体等が調査するための、簡易的かつ統一的な清掃活動マニュアル及びデータシートを作成すること。

作成にあたっては、散乱ごみ調査マニュアル等の内容を参考にすること。

(4) 調査方法

清掃活動マニュアル及びデータシートは、県民や民間団体等に広く配布し、県民や民間団体等の協力のもと、「3.3.1 河川敷等における散乱ごみの調査（一斉調査）」の結果を補填するための調査を実施すること。

(5) 役割分担

受託者と委託者の役割分担は、下表のとおりとする。

【一斉清掃（イベントを除く）における役割分担】

	委託者	受託者	県民・民間団体等
事前準備・計画	指示・補助	○	—
清掃活動の実施の呼びかけ	○	○	—
清掃活動マニュアル及びデータシートの作成	指示・補助	○	—
清掃活動の実施・調査	指示・補助	○	○

【イベントにおける役割分担】

	委託者	受託者	県民・民間団体等
事前準備・計画	指示・補助	○	—
イベントの企画提案	指示・補助	○	—
イベントの主催	○*	補助	—
イベントの進行・運営	指示・補助*	○	—
イベントの参加	○	○	○

※岐阜県と愛知県で開催するイベントについては、各県担当課と調整のうえ行うものとする。

3.5 既存資料調査

受託者は、次の例に示す既存資料の調査・収集を実施する。可能な限り、近年の資料を調査・収集すること。

- ・伊勢湾（愛知県及び三重県）における海洋ごみの漂着等の現状
- ・伊勢湾流域圏（三県）における海洋ごみの発生状況（散乱ごみの流出の現状等）
- ・伊勢湾流域圏における海洋ごみ発生時（散乱ごみ流出時やごみの漂着時等）の自然的及び人為的要因に関する情報

自然的要因：降水量、河川水量、風向・風力、潮流等

人為的要因：ポイ捨ての状況、ごみの管理状況、清掃活動頻度等

- ・有効な全国の海洋ごみ発生抑制対策等の事例

3. 6 調査結果の整理及び分析

3. 3、3. 4、3. 5で調査した結果を整理・分析し、伊勢湾流域圏におけるごみの種類・特徴・発生原因及び海岸の漂着ごみ等との関連性等について考察を行う。

3. 7 海洋ごみ問題に関する情報発信

伊勢湾における海洋ごみの削減を進めていくために、県民や民間団体、事業者等の流域圏の多様な関係主体に効果的に情報発信する方法（発信先、情報媒体等）を検討し、複数回又は一定期間、試行する。具体的な内容は、事業者提案及び委託者との協議のうえ決定する。

3. 8 継続的かつ効果的な海洋ごみの発生抑制対策の提案

今後三県の連携により実施する、継続的かつ効果的な海洋ごみの発生抑制対策を検討・提案する。成果物として、主に、下記（1）から（4）のを含む。

- （1）3. 4で検討した県民や民間団体等が活用する簡易的かつ統一的な清掃活動マニュアル及びデータシートの案
- （2）3. 6の考察をふまえた、今後発生抑制の対象とする特定のごみ及びその発生抑制対策の案（複数の案を提案すること）
- （3）3. 6の考察をふまえた、流域圏の関係主体に対し、海洋ごみ問題に関する意識の醸成を図るための発生抑制対策の案（3. 7で検討・試行した情報発信の方法を含む）
- （4）（2）及び（3）の発生抑制対策を推進するにあたって必要な資材の案（サンプル（広報物、環境学習教材等））

3. 9 その他

- （1）本業務に係るすべての費用は受託者が負担するものとする。
- （2）事業の実施にあたり必要な調整及び関係者への周知・案内（調査の実施に向け、河川管理者、関係地方公共団体等の関係者等に対する調査の事前説明を含む）は、委託者の指示・補助のもと、受託者が実施するものとする。
- （3）直近数か月以内の当該地域における河川ごみの清掃状況等についてヒアリングを行う。
- （4）調査の実施にあたり法令等により手続きを行う必要がある場合、必要書類の作成・提出又は県が作成する書類の作成補助を行う。
- （5）事業の進捗状況について、受託者から報告の求めがあった際は、報告するものとする。また、三県及び名古屋市で構成する伊勢湾総合対策協議会・海洋ごみ対策検討会、各県の海岸漂着物対策協議会、伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦の交流会等において、事業の進捗状況について報告を求める場合がある。
- （6）本業務の調査の際に回収したごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従

い処分すること。

(7) その他必要な手続き等

受託者は、本事業で制作した著作物に係る、著作権、意匠権、商標権、その他日本の法令に基づき保護されている第三者の権利・利益、及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益について確認し、適切な処理を行うこと。

第4章 成果品等の提出

(1) 成果品の提出期限

受託者は、以下の成果品を期限までに提出するものとする。

成果品名	部数	提出媒体	提出期限
中間報告書（第1回）	1	電子	R6.8.31
中間報告書（第2回）	1	電子	R6.12.27
最終報告書	1	紙	R7.3.21
	1	電子	
その他本業務により 生じた資料	1	紙	R7.3.21
	1	電子	

※最終報告書にあつては、「3. 8 継続的かつ効果的な海洋ごみの発生抑制対策の検討」の検討結果を含むこと。

※報告書にあつては、Microsoft Word 及び PDF 形式、撮影データにあつては jpeg 形式、調査結果等整理したデータにあつては Microsoft Excel 形式にて提出すること。

(2) 成果品の取り扱い

①成果品について、委託者が行政活動などにおいて使用することを、無期限で了承するものとする。

②成果品の受領後、委託者は受託者の了解を得ずに内容・表現を加工・編集・複製・公開・配布等することができるものとする。

第5章 特記事項等

- (1) 受託者は、貸与物品及び本業務における成果物については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積するなど、他の目的に使用してはならない。
- (2) 受託者は、貸与する各種資料及び物品の受領に際しては、受領書（様式任意）を提出し、作成した資料等の提出に際しては、納品書（様式任意）を提出すること。
- (3) 受託者は、貸与する各種資料及び物品の取扱いについては、紛失及び破損のないよう万全を期すこと。
- (4) 受託者は、貸与する各種資料及び物品については、本業務終了後、速やかに返納すること。
- (5) 受託者は、業務を処理するために個人情報収集するときは、事務の目的を明確にし、この業務目的を達成するために必要な範囲内で、適法且つ公正な手段で行うこと。
- (6) 受託者は、業務を処理するために個人情報収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得たうえで収集すること。
- (7) 受託者は、業務を処理するために知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならないこと。
- (8) 受託者は、業務を処理するために、知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (9) 受託者は、業務を処理するために、委託者から貸与された個人情報が記載された資料等を複写及び複製してはならないこと。
- (10) 受託者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報等を、他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知すること。
- (11) 委託者は、必要があると認めるときは、受託者が業務執行にあたり、個人情報の保護のために講じた措置に関し報告を求め、又は指示することができる。
- (12) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (13) 委託者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、この契約を解除することができるものとする。
- (14) 受託者が本業務の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。

- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (15) 受託者が(14)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (16) 本契約により発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって、三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。